

議案第166号

救急自動車の取得について

救急救命士等が行う高度な応急処置に必要な構造設備を有する救急自動車を配置するため、次の救急自動車を買入れる。

- | | | | | |
|---|---------|---------------------------------|-------------------|-----|
| 1 | 物 | 件 | 救急自動車（3BF-CS8E26） | 17台 |
| 2 | 契約の相手方 | 大阪市西区南堀江3丁目14番22号
日産大阪販売株式会社 | | |
| 3 | 契 約 金 額 | 292,586,782円 | | |
| 4 | 納 入 期 限 | 令和7年3月24日 | | |

令和6年9月12日提出

大阪市長 横 山 英 幸

説 明

救急自動車を買入れるため、大阪市財産条例第2条の規定により、この案を提出する次第である。

(参考)

大阪市財産条例（抄）

（議会の議決に付さなければならない財産の取得又は処分）

第2条 地方自治法（昭和22年法律第67号。以下法という。）第96条第1項第8号の規定により、市議会の議決に付さなければならない財産の取得又は処分は、予定価格70,000,000円以上の不動産若しくは動産の買入れ若しくは売払い（土地については、1件10,000平方メートル以上のものに係るものに限る。）又は不動産の信託の受益権の買入れ若しくは売払いとする。